

# 「みんなで防ごう！子ども虐待」



## あなたの相談や連絡が親子の支援につながります

1. 「おかしい」と感じたら迷わず通告(通告は国民の義務)
2. 「しつけのつもり…」は言い訳(子どもの立場で判断)
3. ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行)
4. 親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではない)

国立市子ども家庭支援センター 042-573-0192

国立市富士見台 3-21-1

## 虐待とはどのようなことなのか？

### 「しつけ」とどう違うのですか？

虐待というと、なぐったり、けったりするなど、子どもたちの身体を傷つける暴力を思い浮かべます。

しかし、虐待はそれだけではありません。子どもを脅したり、心を傷つける言葉を浴びせることも虐待です。また、中には、わいせつな行為を強要されている子どもたちもいます。さらに、食事を与えられなかったり体や衣服が不衛生のまま放置されたり、存在を無視され続けている子どもたちもいます。

一方、しつけとは子どもの自主性、社会性、マナーを育むことです。

本来、親は子どもたちを養育する立場にあり、子どもたちが健やかに成長するように導き、ケアしていく必要があります。虐待は、子どもの心身の発達を妨げるものであり、決して子どもにプラスになることはありません。虐待を受けた子どもたちは心と体に大きな傷を受けると同時に、将来の人格形成に大きなダメージを負うことになってしまいます。

## 虐待には4つの種類があります

### 身体的虐待

たたく、なぐる、ける、突き飛ばす、溺れさせる、首を絞める、体を激しくゆする、たばこの火を押し付ける、熱湯をかける、戸外に締め出すなど。



### 心理的虐待

言葉で脅かす、無視する、他のきょうだいと差別する、配偶者に対する暴力を見せる、「生まれてこなければよかった」などと言うなど。

### 性的虐待

子どもにわいせつな行為をする、子どもと性交する、性器や性交を見せる、ポルノの被写体にするなど。

### ネグレクト（養育放棄）

食事を与えない、病気なのに看病しない、学校に行かせない、汚れた衣服を着続けさせる、乳幼児を残し長時間その場を離れるなど。



## 私達が住む地域で 虐待が起こらないようにするには、 どうしたらよいのでしょうか？

虐待をしてしまう親や家族は、地域で孤立していることが多いようです。そのため、隣近所が知らないうちに虐待が進行し、気づいた時には、子どもが大ケガを負ったり、命が奪われるなど、手遅れになるというケースも報告されています。とりわけ、都市部においては疎遠な近所づきあいが子どもへの虐待の背景ともなっているようです。

こうした悲劇を防ぐには、自分たちが暮らす地域のことに関心を持つことが大切です。そして、虐待の芽を知らせる SOS に敏感に気づくことも求められます。

虐待そのものは犯罪行為ですが、虐待をしている親自身も悩みを持ち、援助を求めていることも少なくありません。SOS のサインをキャッチするということは、子どもたちの安全を守ると同時に、さまざまな悩みを抱える親子への支援の第一歩ともなるのです。

## 子どもと親が発する SOS のサイン

### 子どもからのサイン

- 不自然な傷が多い
- 傷のことを聞くと隠す
- 夜遅くまで外で遊んだり、徘徊している
- 常にオドオド・ビクビクした様子
- 身体や衣類がいつも不潔である
- 季節にそぐわない着衣
- 常におなかを空かせている
- 表情が乏しい
- 発育が極端に悪い
- 学校に行っていない
- 家に帰りがたがらない
- 年齢不相応な性的な言葉や行為がみられる



### 親からのサイン

- 子どものことを話題にしない
- 子どもの悪口を言ったり、批難する。
- 子どもへの態度や言葉が否定的で冷たい
- 子どもがケガや病気になっても医者に見せない
- 小さい子どもを置いて頻繁に外出する
- 食事をさせなかったり、身の回りの世話をしない
- 飲酒し暴れることが多い
- 頻繁に大声で怒鳴ったりする声が聞こえる
- 家の周りが汚れていたり、ごみが散らかっている。
- 地域の中で孤立している

## 虐待に気づいたり、虐待かな?と思ったら、 どのようにすればよいですか?

虐待に気づいたり、虐待が疑われる場合は、子ども家庭支援センターに連絡・相談してください。虐待を未然に防ぐには、住民一人一人が地域の子どもたちを見守ることが基本です。また、児童虐待は早期に発見することができれば、その分解決も容易です。連絡・相談はそのための第一歩です。

ただし、子どもが大ケガを負っている場面を目撃したり、生命にかかわるような緊急時には警察あるいは児童相談所へすみやかに通告してください。

### 連絡・相談の際のポイント

#### 連絡・相談のポイント

- 気づいたり、発見した日時
  - 児童・保護者について  
(わかっている場合は、氏名・年齢・住所など)
  - 虐待の恐れがあったと思った状況  
(どのようなことをしているのか、誰がしているのかなど)
- ※連絡・相談した人の秘密は守られます。  
(相談を受ける専門機関では、誰が通告してきたかなどの個人情報や秘密を守る義務があります)

#### 判断に迷った時・・・

虐待かどうか迷うことがありますが、判断は子ども家庭支援センターや児童相談所が行ないます。結果的に虐待ではなかった場合でも、子どもを救うためにした連絡は、法的に責任を問われることはありません。

相談・連絡先  
国立市子ども家庭支援センター  
042-573-0192

生命にかかわる緊急時は、  
立川警察署 042-527-0110 立川児童相談所 042-523-1321